

## やまなしの花新商品開発支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、需要開拓に向けた花き生産者の新商品開発を支援するため、営農集団、農業協同組合等（以下「事業実施主体」という）が行う、新商品開発事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 この補助金は、事業実施主体が行う前条に規定する事業に対し、市町村が補助する事業に要する経費について市町村に交付するものとし、前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は別表に掲げるとおりとする。

### (補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、市町村長に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

#### （補助金の交付方法）

第6条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、市町村長に対し、概算払いにより交付することができる。

2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告書の様式、提出期限）

第7条 市町村長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）に関係書類等を添えて知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項のただし書きにより交付申請をした市町村長は、実績報告書を提出するにあたって、同項のただし書きに該当する事業実施主体について、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 第3条第2項のただし書きにより交付申請をした市町村長は、実績報告書を提出した後に、同項のただし書きに該当する事業実施主体の消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体についてはその金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### （補助金の額の確定）

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(書類の提出)

第10条 この要綱により市町村長が知事に書類を提出する場合は、1通を所管の農務事務所に提出するものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業にかかる帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 ミニコチョウラン早期ブランド化支援事業費補助金交付要綱は廃止する。ただし、ミニコチョウラン早期ブランド化支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

第2条 別表

対象事業名	補助対象経費	補助率	軽微な変更
やまなしの花新商品開発支援事業	<p>1 新商品開発・試作に必要な新品目・新品種等の導入経費 (需用費、委託料)</p> <p>2 新商品開発・試作に必要な生産・出荷PR資材等の導入経費 (需用費、委託料)</p>	1 / 2 以内	<p>1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>